

令和4年5月24日

令和4年第5回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

令和4年5月24日玉川村就業改善センター産就室に於いて第5回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員

(14名)

1番	小針 金之	8番	八木 喜孝
2番	鈴木 正志	9番	小針 保敏
3番	鈴木 正浩	10番	倉鎌 利治
4番	石森 博信	11番	有賀 昇
5番	須藤 安昭	12番	吉村 明美
6番	高林きくみ	13番	仁井田 健
7番	渡邊 利秋	14番	眞弓 泰行

◎ 欠席委員 なし

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名
事務局長 塩田 敦 主事 曲山 駿

- ◎ 本日午後1時30分、八木職務代理が開会を宣言した。
◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。
◎ 会長あいさつ。
◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。
◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した。
5番 鈴木 正浩 6番 石森 博信

- ◎ 議 長 それでは議事に入ります。議案第12号農地法第4条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 次に、議案第12号番号1の調査員 小針保敏委員から、調査報告をお願いいたします。

- ◎ 9番委員 (小針 保敏) 議案第12号番号1について、調査結果を報告させていただきます。
4月20日、高林浅光推進委員及び事務局2名とともに現地確認をいたしました。申請地は、中字後作田■■番■■の1筆で、公簿は畑、現況は畑であります。
場所は議案書を参照して頂きたいと思います。
現地確認後、■■■■さんに話を伺いました。
今回申請に至った経緯は申請人が居住する敷地の南側にある村道中■■■■号線の改良工事に伴い、駐車スペースが確保できないため、隣接地の農地を車2台分の駐車スペースにしたいとのことで4条の申請となりました。
申請地は、農地の広がり10ha未満の第2種農地に該当し、転用が可能であると思われます。
また、雨水の排水処理については、砕石敷きで自然浸透させるため心配ないものと思われます。
以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 ただいま調査員の小針委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第12号番号1を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第12号番号1は、原案どおり可決されました。次に、議案第13号玉川村農業振興地域整備計画の変更案に係る意見決定ついてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 次に、議案第13号番号1の調査員 倉鎌利治委員から、調査報告をお願いいたします。

◎ 10番委員 (倉鎌 利治) 議案第13号番号1について、調査結果を報告させていただきます。4月20日、鈴木推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いました。

申請地は、で登記地目は畑、現況地目は畑であります。場所は、議案書を参照してください。

農用地区域内の土地を農用地区域から除外する場合には『農業振興地域の整備に関する法律』第13条第2項に定められているとおり、同法第13条第2項第1号から第5号までの要件を全て満たしている場合に除外する事が出来る事になっているため、それらに適合しているか調査いたしました。

まず、同条第2項第1号の「土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。」とありますが、本件申請者は、住宅敷地になり得る土地を探してきましたが、地権者や金銭の合意が得られず、祖父に相談したところ、当該農地のみ見つかったため、上記要件に該当する。

次に、同条第2項第2号の「農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。」ですが、申請地の北側は村道、西側は村の水道施設、南側から東側にかけて山林があり、農地の集団性がないことから、農作業の効率化に影響がないと思われます。

次に、同条第2項第3号の「農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。」ですが、第2号でもありましたが、担い手への集積及び計画は無く、面的な広がりはないため、農地の利用集積等には支障を及ぼさないものと思われます。

次に、同条第2項第4号の「農用地区域内の水路等の農業施設が有する機能に支障を及ぼさないこと。」についてですが、当該農地付近には水

路等の農業施設の新設等も行われておらず、今後も取・排水やその他の農業施設の整備計画也没有ないので、支障がないと思われます。

次に、同条第2項第5号の「農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。」についてですが、当該地区は農業関係の公的投資をされた経緯は無く、法第10条第3項第2号に掲げる土地に該当しないことから同法施行令の基準に適合しております。

以上のことから農振除外については問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の倉鎌委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第13号番号1を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第13号番号1は、原案どおり可決されました。次に、議案第14号農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第14号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第14号は原案どおり可決されました。本日の議事は以上でございます。次に番号6のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

6 その他

1 次回総会の日程(案)

令和4年5月24日(火)午後1時30分から、場所は就業改善センター 1階産就室を予定しております。

2 農業委員会の適正な事務実施について

3月総会において策定しました、令和4年度活動計画及び令和3年度事業実績の点検評価について、1ヶ月の閲覧に供し意見を求めたところ、意見が無かったため、1～11Pのとおり決定して宜しいかお諮りいたします。

3 福島県農業会議行事予定

12～13Pをご覧ください。1年間の農業会議関係の予定です。

皆さんに関係するのが、11/11に「福島県下農業委員会大会」があります。

他に、会長のみのお出席が5月、6月にございます。しかし、新型コロナウイルス感染症が流行しており中止となる場合がありますので、随時お知らせいたします。

4.農業委員会の今後の予定

荒廃農地調査を7～10月で実施いたします。

また、連携会議は6、9、12、3月の年4回を予定しております。

5.農業委員会活動記録等について

・今年度より、農地利用最適化交付金実施要綱が改正となり（令和4年3月28日付）、以下の点についてクリアすることが交付条件となりました。

それに伴い、農業委員会活動記録セットの内容も変更となりました。

1.年3回以上の活動強化月間を設定する。

- ・6月 遊休化する前段階の不作付け地の所有者に作付けを推進
- ・12月 利用意向調査結果を踏まえた農地バンクへの登録や希望遊休農地の整理
- ・2月 農業担い手に農地集積の呼びかけ、戸別訪問の実施

2.月の活動日数を10日以上記入してください。

※0の月がある場合には交付対象外になります。

活動記録セットに書く内容は

活動内容は地域の見回り、近所の農家への声掛け、農地の相談対応、現地確認等。

3.長期の目標

令和11年度までに担い手等の集積率を70%（県中地方の目標集積率）にする。

玉川村では931haの農地があり現在13.3%（118.9ha）集約されている。

70%を達成するには651.7haを集約しなければならない。

4.新規参入相談会への参加

最低1回は新規参入・就農フェアに参加しなくてはならない。

①新・農業フェア 場所：東京・大阪 開催時期：未定

②ふくしま農業人フェア 場所：福島県 開催時期：未定

③新規就農促進に関する研修会 場所・時期 未定

※③については該当になるか調査中。

6 農業委員会視察研修旅行

・令和元年度 熊本・福岡・佐賀

・平成28年度 鹿児島・宮崎

- ・平成25年度 鳥取・島根
- ・平成22年度 京都・高知

連携会議が6月にあるので、そこまでに皆様から候補地を聴取して、旅行会社に案を作成していただき、でき次第皆様にご相談させていただければと思います。

◎ 会 長 それではないようでありますので、その他を終わります。

7 閉 会 高林職務代理者

◎ 午後2時15分総会終了